

麗澤大学特別聴講学生規程

平成10年4月1日制定
令和4年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学学則(以下「学則」という。)第42条の2第2項の規定に基づき、麗澤大学特別聴講学生(以下「特別聴講学生」という。)に関する事項について定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 特別聴講学生として出願できる者は、麗澤大学が単位互換協定を締結した他の大学等(以下「協定大学」という。)に在学している学生とする。

(出願手続)

第3条 特別聴講学生への出願者は、「特別聴講学生出願票」に必要事項を記入のうえ、写真2枚を添えて所属する協定大学を通じて本学に提出しなければならない。

2 前項の書類の他、必要に応じて資料等の提出を求めることがある。

3 出願期間については、協定大学との協議に基づき決定する。

(特別聴講学生の決定)

第4条 特別聴講学生の受け入れの決定は、聴講希望科目を開設する学部の教授会の議を経て行う。

2 各授業科目の受け入れ人数を超えて出願があった場合には、面接及び提出書類等により選考を行うことがある。

(手続及び許可)

第5条 特別聴講学生に決定した者は、次の書類に授業料を添えて手続を行わなければならない。

(1) 特別聴講学生誓約書

(2) 削除

2 学長は前項の手続を完了した者に対して特別聴講学生として許可する。

(在学期間)

第6条 特別聴講学生の在学期間は、当該科目の履修期間とし、原則として1年又は半年とする。

2 在学の開始時期は、許可を得た学期の始めとする。

(履修科目)

第7条 特別聴講学生は、履修を許可された科目について履修登録を行い、受講することができる。

2 特別聴講学生には、許可された授業科目以外の授業科目の受講を認めない。

(納入金)

第8条 授業料は、無料とする。ただし、特別聴講学生登録料として5,000円(年額)を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、聴講科目により特に費用を要するときは別途徴収することがある。

3 既納の納入金は、理由のいかんを問わず返還しない。

(特別聴講学生証)

第9条 特別聴講学生の身分を証明するものとして特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生は、登校時には必ず特別聴講学生証を携帯し、本学教職員から請求があった場合にはこれを提示しなければならない。

(単位の認定)

第10条 特別聴講学生は、履修した科目について所定の試験を受け、合格することにより単位を修得するものとする。

2 前項の試験の成績については、当該特別聴講学生に通知するとともに、その所属する協定大学に報告するものとする。

(資格の取消)

第11条 特別聴講学生が、本学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、特別聴講学生の資格を取り消すことがある。

(遵守事項)

第12条 特別聴講学生は、この規程及び本学諸規則を守らなければならない。

(諸規則の準用)

第13条 この規程に定めのない事項については、学則並びに諸規則を準用する。

(事務の所管)

第14条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。ただし、第8条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。

3 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。

4 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。

5 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。

6 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

- 7 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。